

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信 孝

一	道路の種類	県道
二	路 線 名	行田東松山線
三	道路の区域	

新	旧	旧 新 別
東松山市加美町三〇六七番八 地先から同市加美町三〇六八 番三地先まで		区 間
九・五二〇一五・四一	九・五二〇一一・三五	敷地の幅員 (メートル)
四二・七八		延長 (メートル)
歩道整備工事による。		備 考